

○厚生労働省告示第二百四十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条並びに酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）第十二条第三項及び第二十八条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示

（安全衛生特別教育規程の一部改正）

第一条 安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育) 第二十三条 (略)		
2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目 (略)	範囲	時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法	一時間
3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目	範囲	時間
ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	二時間
(略)		

(墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育)

改正前

(ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育) 第二十三条 (略)		
2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目 (略)	範囲	時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法	一時間
3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目	範囲	時間
ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の取扱い	二時間
(略)		

第二十四条 安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別

教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	一時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用 方法	二時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用 方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条 項	○・五時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それ

(新設)

それ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用方法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	一・五時間

(酸素欠乏危険作業特別教育規程の一部改正)

第二条 酸素欠乏危険作業特別教育規程(昭和四十七年労働省告示第百三十二号)の一部を次の表の
ように改正する。

（酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程の一部改正）

第三条 酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第三百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(講習科目の範囲及び時間)
 第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

(講習科目の範囲及び時間)
 第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検の方法	二時間

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検の方法	二時間

2・3 (略)

2・3 (略)

(講習科目の範囲及び時間)

(講習科目の範囲及び時間)

第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検	二時間

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検の方法	二時間

2
・
3

(略)

(略)

の方法

2
・
3

(略)

(略)

(ゴンドラ構造規格の一部改正)

第四条 ゴンドラ構造規格（平成六年労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(金具等) 第十九条 ゴンドラは、<u>墜落制止用器具</u>その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。</p>	<p>(金具等) 第十九条 ゴンドラは、<u>安全帯</u>その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。</p>